

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく
特定デジタルプラットフォームに対する経済産業大臣による評価（案）に対する意見

2025 年 1 月 21 日

経済産業省商務情報政策局情報経済課デジタル取引環境整備室
パブリックコメント御担当 御中

郵便番号 150-0013

住所 東京都渋谷区恵比寿 4-4-5 第 3 伊藤ビル 603

名称 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

常務理事 越智政人

電話番号 03-5449-6409

電子メールアドレス info@mcf.or.jp

この度は、意見を表明する機会をいただき誠にありがとうございます。 _

関係者各位のご尽力で、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（以下「透明化法」）に基づく特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価（案）が取りまとめられたことに感謝申し上げます。

以下のようにアプリストア分野について意見を提出させていただきますので、何卒ご査収の程お願い申し上げます。

総論

本評価を行うに当たり、特定デジタルプラットフォーム提供者から提出された2025年度定期報告書等の内容、デジタルプラットフォーム取引相談窓口に寄せられた情報、その他アンケート調査等の情報を分析するとともに、「モニタリング会合」では、質問票を特定デジタルプラットフォーム提供者各社に対して送付し、書面での回答を求める形で二往復のやりとりを行ったことで、重点事項について委員による議論が深まり、網羅的、体系的にデジタルプラットフォームの利用に関する論点が明らかになり改善方針が示されたことは、大きな前進であり評価させていただきます。

また、経済産業省様には、これまで4年に渡り特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上にご尽力いただいたことにアプリ事業者を代表して感謝申し上げます。

透明化法のアプリストア分野については、本年12月28日スマホ法の全面施行にともない公正取引委員会様に移管されます。デジタルプラットフォームに関する施策は非常に専門的な知識と深い洞察が必要な分野となっております。そのためスマホ法への移管に当たっては、継続的で実効ある運用が実現できるように経済産業省様の絶大なるサポートをいただきますようお願い申し上げます。

以下、個別論点について提案と意見を提出させていただきます。

1. Apple について

1-1-5. 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価

透明化法施行規則8条2項における法的な義務を超えて広い範囲で「Apple では利用事業者が日本語でのコミュニケーションを希望する場合には、選択可能との運用になっているとの説明もあった。」という方向性が示されたことは大変評価したい。

一方で、日本語対応する特定デジタルプラットフォームの担当者が、アプリ事業に関する知識が十分でないことが散見されており、アプリ事業に精通した相談に対応できる能力のある日本語対応者の整備を期待する。

1-3-4-2. モニタリング・レビュープロセスにおける議論

「いずれの場合であっても、二重返金やこれに関連するユーザーおよびデベロッパ双方のリスクや複雑な問題の発生を避けるために、Apple がエンドユーザーに対して返金を行い、デベロッパが直接払い戻しを行うことはできないこと（Apple Developer Program 使用許諾契約の付属書2・第3.4条）」

「そのため、デベロッパは、エンドユーザーから直接返金に必要な情報（口座情報など）を取得する必要はなく、また、二重返金の問題も発生しないこと」

とのAppleの説明について、意見を提出する。

アプリ事業者に対しては、民法による未成年者取り消し等の法的義務が課されており、Appleの使用許諾契約において、返金が禁止されていたとしても、Appleが法的義務を免責することがなければ、返金に応じなければならない場合がある。そのため二重返金の問題が発生する可能性があることを理解した上で、問題解決に当たる必要があると考える。

1-3-5. 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価

返金に関する問題を解決するために、各種APIが提供されるようになったことは、評価したい。

一方で、各種APIをサーバーに実装するには、コストと時間がかかるため、特に小規模事業者にとっては負担が大きい。そのためAppleが提供するコンソール等で簡便に利用できるように改善が進むことを期待する。